

[事案 26-2] 手術給付金支払請求

・平成 26 年 6 月 25 日 裁定終了

※本事案の申立人は、[事案 26-3]の申立人と同一人である。

<事案の概要>

手術を 3 回受けたが、約款規定を理由に、そのうち 2 回の手術に対する手術給付金が支払われないことを理由に、その支払いを求めて申立てがあったもの。

<申立人の主張>

手術①（冠動脈ステント留置術）、手術②（経皮的冠動脈形成術）、手術③（冠動脈ステント留置術）について、平成 25 年 6 月に契約した医療保険にもとづき、手術給付金の支払いを求めたが、手術②・③は、手術①から 60 日以内に行われたものなので、「施術の開始日から 60 日の間に 1 回の給付を限度とする」との約款規定上、手術給付金の支払対象に該当しないととして支払いを拒否された。

しかし、手術①と手術②・③は 60 日以内に行われた手術ではあるが、手術部位が異なるので、60 日限度条項には該当せず、また、本件と同様の約款において、手術②・③を給付金の支払対象にしている会社もあり、この保険会社の約款解釈は不当であるため、手術給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 手術①～③はいずれもカテーテルによる手術であり、手術②・③は、手術①から 60 日以内に行われたものであり、60 日限度条項により支払対象でない。
- (2) カテーテル等による手術であっても、異なる臓器等に対する手術に約款の 60 日限度条項を適用しないこともあるが、手術①～③は心臓の働きを助ける冠動脈に対する手術であるため、約款規定どおり手術給付金の支払対象は 1 回分のみとなる。

<裁定の概要>

裁定審査会では、当事者から提出された申立書、答弁書等の書面の内容にもとづき審理を行った。審理の結果、以下のとおり、申立内容は認められないので、指定（外国）生命保険業務紛争解決機関「業務規程」第37条1項にもとづき、裁定書にその理由を明記し、裁定手続を終了した。

1. 手術①～③はいずれも約款別表の「手術の種類」に該当し、手術給付金が支払われるが、一方で、60日限度条項の約款規定があり、手術②・③は手術①から60日以内に実施されているため、手術②・③の給付金が支払われなかったことは、約款の適用上、不当とはいえない。
2. 保険会社によっては、60日限度条項を手術対象部位ごとに適用し、保険契約者等に有利に運用している場合もあるが、手術①～③の手術部位は、それぞれ右冠動脈、左冠動脈前下行枝、左冠動脈回旋枝であり、これらを異なる部位と解釈することも可能だが、いずれも心臓という臓器を助ける冠動脈であるため、異なる臓器等に対する手術とは認められないと解釈することもまた十分に可能であって、そのような解釈が不当であるとまで言うことはできない。

3. そもそも、60日限度条項では、いかなる部位、臓器であるかにかかわらず、60日間に1回を限度として手術給付金を支払うことになっており、60日限度条項をどこまで緩和運用するかは会社の判断に委ねられており、契約者等が保険契約にもとづく権利として主張できる性質のものではなく、手術②・③について60日限度条項を適用し、手術給付金支払に応じなかったことが不当と言うことはできない。